平成25年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 36									<u>床</u>	府省庁名 国土交通省												
対象税目		個。	人住民税	法人	住民	税	住民	锐(利	子割)	事	業税	不動	産取得	税	固定	資産和	兑 특	事業所税	そ(の他()
要望 項目名		投資	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し																			
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)																				
		投資法人の導管性要件(支払配当を損金算入するための要件)である利益の 90%超配当要件																				
		- 4	・特例措置の内容																			
		_	投資法人が買換特例等を適用した場合について、導管性要件(支払配当を損金算入するための要件)である利益の 90% 超配当要件の見直しを行うこと。																			
関係	条文		租税特別 司法施行								木、同	司法施	行令第	39 :	条の	32 の	3第	56項				
減 見込		(4	初年度)	_	-	(_)	(平	年度)	ı		_		(_)	(単位	: 百7	万円)		
要望	理由	(1)政策	目的																		
X±	ΉH	進	「日本再 し、不動		_	-											حاح	より、係	兴有物	件の買	換え	を促
		(2)施策	の必要	胜																	
		金	践が国経 調達方法 必要であ	を多様		—								· - · · - ·								
		投資法人の導管性要件の一つに、配当可能利益の 90%超を配当する必要があるという要件(利益の 90%超配当 要件)がある。																				
					ハて、	・建て替えを促し、不動産の流動化・有効活用を促進する等の目的から、法人全般(投資 で、一定の要件を満たす不動産の買換え等に関し、売却した不動産の譲渡益を繰り延べる 認められている。																
		しかし、投資法人については、上記利益の 90%超配当要件を満たすために、上記買換特例等により課税 認められる譲渡益も配当する必要がある場合があり、当該買換特例等の政策効果が減殺されている。						税繰	延が													
		そのため、買換特例等により課税繰延が認められる譲渡益については、利益の 90%超配当要件の判定におい配当可能利益から控除し、投資法人による不動産の取得の促進を図る。							いて													
本要		な	L																			
対応縮洞																						
				· <u></u>						· <u></u>			ページ	;				36-	1			

		日本再生戦略 ~フロンティアを拓き、「共創の国」へ~
合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	(平成24年7月31日閣議決定)(抜粋) 「Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化により、資産デフレからの脱却を図る」 政策目標9 「市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」 施策目標31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」 業績目標150 「不動産証券化実績総額」
	政策の 達成目標	①本拡充により、投資法人が物件売却による資金を買換え・建て替え等の資金として有効に活用できる環境を整備することにより、多様な資金調達・運用の機会を提供すること ②不動産証券化実績累計総額 (平成 23 年度末 51 兆円→平成 28 年度末 75 兆円)
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中 の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の 達成状況	①投資法人については、利益の 90%超配当要件を満たすため、買換特例等により課税繰延が認められる譲渡益も配当する必要がある場合があり、当該買換特例等の政策効果が減殺されている。 ②平成 23 年度末時点の不動産証券化実績累計総額は 51 兆円。
有	要望の措置の適用見込み	利益の 90%超配当要件により、これまで買換特例等が適用できなかった投資法人について、適用が可能となる。 (上場投資法人数:35法人(24年7月末))
· 勃 性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	投資法人が物件売却による資金を買換え・建て替え等の資金として有効に活用できる環境が整備 される見込み。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし
相当	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	なし
性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	なし
	要望の措置の 妥当性	買換特例等により課税繰延が認められる譲渡益については、利益の 90%超配当要件の判定において配当可能利益から控除し、内部留保を可能とすることで、資金の調達方法が多様化および保有物件の買換えが促進され、不動産投資市場の活性化が図られる。
	ページ	36—2

税負担軽減措置等の 適用実績	上場投資法人の支払配当損金算入制度の適用実績:35法人(24年7月末)
税負担軽減措置等の 適用による効果(手具 としての有効性)	■ トリー投資家による国内証券化市場へのリスクマネ―の供給促進につたがっている
前回要望時の 達成目標	なし(平成 23 年度)
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	なし
これまでの要望経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。 平成 24 年度改正で、今回と同様の要望をしている。
ページ	36—3